

新監査公表第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 12 月 24 日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
同 伊 藤 秀 夫
同 細 野 弘 康
同 中 山 均

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査（財務等監査）

3 監査の対象

（1）対象部署

環境部、農林水産部、秘書課、会計課、人事委員会事務局、水道局及び各業務の関係部署

（2）対象事務

令和6年4月から令和7年5月末までの期間に執行された令和6年度の事務事業（一部過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

監査対象部署ごとのリスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、以下の着眼点により監査を実施した。

（1）重点項目

- ア 支出事務において、支払漏れや支払遅延など、適正ではない事務処理が発生していないか。
- イ 財産管理事務において、使用料の徴収等が適正に行われているか。

（2）共通事項

- ア 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。
- イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

（3）収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

（4）支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部署の執務室等

(2) 実施日程

令和7年8月12日～令和7年12月24日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 不適切な一者随意契約を繰り返していたもの

(環境部循環社会推進課)

環境部循環社会推進課では、「新潟市の資源とごみの情報紙 サイチョプレス」のデザイン等制作を業務委託により実施しているが、令和4年度の受託者を公募型プロポーザルで選定するにあたり、実施要領に「事業実績や成果等を勘案し、効果検証を行い、事業の必要性を判断した上で、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの業務についても、予算の範囲内で随意契約を締結する。(3年間の委託契約を約束するものではない)」と定めて実施した。これにより特定した相手方と、令和4年度に1,331,000円で契約を締結し、令和5年度及び令和6年度は、実施要領に上記の定めがあることを理由として、同一の相手方と一者随意契約を締結していた。なお、この業務委託については、令和元年度以降、3年ごとにプロポーザルを実施し、2年目及び3年目は同様の理由により、1年目と同一の相手方と一者随意契約を締結するという方法を繰り返していた。

地方自治法第211条において、いわゆる予算単年度主義の原則が定められているが、そ

の原則に照らすと、債務負担行為の設定や長期継続契約などの法定手続を経ずに、実施要領で翌年度以降の予算に言及することは、法の趣旨に反し、適切とはいえない。また、地方公共団体が締結する契約は、地方自治法第 234 条の規定に基づき、一般競争入札によることが原則とされており、随意契約によることができるものは、政令で定める場合に該当するときに限ると規定されている。同課は、令和 5 年度及び令和 6 年度の契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（以下「第 2 号」という。）を適用して一者随意契約を締結したが、プロポーザルで特定した相手方との契約において第 2 号を適用することができるものは、プロポーザルを実施した当該年度の契約に限られ、2 年目以降、前述の理由を根拠として第 2 号を適用することはできない。このように不適切な一者随意契約を同課が繰り返していたことは、予算単年度主義の原則と契約事務に対する認識が不足していたといわざるを得ない。

一者随意契約には、運用次第では相手方の選定が恣意的に行われ、相手方が固定化するなどの可能性があるため、競争性のない一者随意契約によらざるを得ない場合に真に該当するか否か、慎重に検討しなければならない。この度、不適切な一者随意契約を繰り返していたことにより、他者の参入の機会が失われた可能性は否定できない。今後、同様の誤りを生じさせないためにも、契約事務の重要性に対する職員の意識の向上を図り、法令等を遵守し、適正な事務を執行するよう求めるものである。

【合規性】

○地方自治法

(予算の調製及び議決)

第 211 条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。（以下略）

(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

○地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) （略）

(2) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3)～(9) （略）

イ しゅん工検査における必須項目の確認を怠ったことにより、長期にわたり水道料金及び下水道使用料を誤徴収していたもの

(水道局技術部給水装置課)

水道局は、平成 23 年 6 月に申込のあった給水装置工事において、同一商業施設内に隣接する 2 店舗の水道管が取り違えて配管され、申込書の記載内容及び設計図書のとおり施工されていないにもかかわらず、これを見落として、しゅん工検査で合格とし、同年 9 月から給水を開始した。その後、令和 7 年 9 月に委託業者が水道メーター取替のための事前調査を行った際、2 店舗のうち一方は水道を使用しているにもかかわらず、水道メーターが作動しておらず、他方は水道を使用していないにもかかわらず、それが作動していたことから、水道メーターの設置誤りが疑われるとの報告があった。水道局が調査したところ、該当する 2 店舗の水道管が取り違えて配管されていたことにより、平成 23 年 9 月分から令和 7 年 8 月分までの 14 年間にわたり、それぞれ誤った額の水道料金及び下水道使用料を徴収していたことが判明した。なお、本来徴収すべき額と誤って徴収した額との差額は 1,033,975 円であり、過大徴収していた店舗に対しては既に全額を返金しており、過少徴収していた店舗に対しては、法律に基づいた遡及可能な額を請求しているところである。

このような誤りが生じた原因は、それぞれの給水栓を開けて対象となる水道メーターの作動を確認することが、しゅん工検査の必須項目であるにもかかわらず、当時の検査担当職員がその確認を怠ったためである。また、しゅん工検査は職員 1 人だけで行っており、組織として検査の内容を確認する術が整っていないことも要因のひとつとして考えられる。本件は、両店舗に対して多大な影響を及ぼしたことはいうまでもないが、重大な誤りを長期にわたり見落としていた点において、水道局への信用を失いかねない不適切なものといわざるを得ない。

水道メーターは 8 年ごとに取替が行われているが、その際の事前調査は単に取替作業が可能であるかを確認するものであることから、必ずしも本件のように誤りを発見できるものではない。そのため、一度しゅん工検査で誤りを見落とすと、その後の検針等で見つけることは極めて困難であり、誤った状態が長期にわたるリスクを常にはらんでいることを忘れてはならない。これらを踏まえて、検査での見落としを防止するための再発防止策を講じるとともに、本件のみならず、水道局における検査体制の充実強化を図り、市民からの信頼回復に一層努めるよう求めるものである。

【有効性】

(2) 注意事項

注意事項とした事務処理誤り等（総件数 28 件）について、類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関するこ（5 件）

- ・出納整理期間に旧年度の収入を調定

イ 現金取扱事務に関すること（8件）

- ・タクシー共通乗車券の不適切な管理
- ・手書き用納入通知書の不適切な管理

ウ 支出事務に関すること（2件）

- ・委託料の支払遅延

エ 契約事務に関すること（1件）

- ・再委託承認の手続漏れ

オ 補助金・負担金事務に関すること（1件）

- ・交付申請書の添付書類漏れ

カ 財産管理事務に関すること（10件）

- ・専決区分等の誤り
- ・占用許可の手続漏れ

キ その他（1件）

- ・給与改定差額の支払漏れ